

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設として認識されるようになり、手続きの簡素化も進んできました。今後も、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育教諭等の専門性や経験が重要であり、保育人材の育成・確保も重要となっています。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育教諭の合同研修の開催等を促進します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援から、教育・保育施設から小学校等へ円滑に進めるように提供体制を確保することが重要です。子育て支援に関わる機関の密接な連携が重要です。地域型保育事業から教育・保育施設へ、教育・保育施設から小学校へ進めるように円滑な連携を推進します。また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

(4) 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

(5) 県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援事業、障がい児福祉施策など専門的な知識・技術を要する支援に関して県が行う施策との連携を図ります。

(6) 就労者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。合わせて、仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の就業状況を踏まえた保育サービスの推進を図るとともに、男女の仕事と子育ての両立支援を推進します。

(7) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携

乳児等通園支援事業の利用終了後に、幼稚園における満3歳児クラスや教育・保育施設が利用できるよう、教育・保育施設等と連携を図るとともに、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有できる体制の整備に努めます。